

韮崎市地域クラブ活動参加者規約（令和8年3月31日まで）

（目的）

第1条 本活動は、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成する学校部活動の教育的役割や意義を継承し、韮崎市の中学生が生涯を通じて持続可能で多様なスポーツ、文化芸術活動に自主的・主体的に参画できる機会を提供することで、「楽しさ」や「喜び」を感じつつ、成長及び自己実現を図ることを目的とする。

（名称及び事務局）

第2条 本活動の名称は、韮崎市地域クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)とする。

2 地域クラブ活動の事務局は、韮崎市教育委員会教育課スポーツ振興担当が担う。

（運営主体及び実施主体）

第3条 地域クラブ活動の運営主体、実施主体は、韮崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

（指導方針）

第4条 地域クラブ活動は、地域クラブ活動の参加者(以下「参加者」という。)が活動を通して人として成長する機会を得て、社会的自立を果たすことを目指し、次に掲げる価値観を共有する。

- (1) 参加者の自主性を重視する。
- (2) 参加者の人権や人格を尊重する。
- (3) 参加者の発達の段階を考慮した指導を心がける。
- (4) 参加者の活動に対する多様な考え方を尊重する。
- (5) 勝利至上主義に陥らないよう、参加者がスポーツを楽しみ、文化芸術に親しむことのできる指導に努める。

（参加資格）

第5条 地域クラブ活動に参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 教育委員会の管理下にある中学校に在籍する生徒
- (2) 本規約に同意し遵守する意思のある者
- (3) 保護者の同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が参加の必要があると認める者には、参加資格を付与することができる。

（参加者の遵守事項）

第6条 参加者は、指導者の指示に従うとともに、欠席や遅刻がないよう努めること。

- 2 参加者は、発熱やその他の体調不良があった場合には、当日の活動に参加しないこと。
- 3 参加者又は保護者は、欠席する場合は、教育委員会が指定するアプリケーション(スケジュール機能)により、事前に指導者に連絡すること。
- 4 参加者と指導者との連絡は、一人一台端末(iPad)により、教育委員会が指定するアプリケーションを使用するものとし、端末の利用は、自宅及び学校に限定すること。
- 5 参加者は、活動中に怪我や事故、体調不良等があった場合は、直ちに指導者に申し出ること。
- 6 参加者は、活動場所への交通手段として自転車を使用する場合は、自転車保険への加入、ヘルメットの着用、道路交通法等の法令を遵守するとともに、事故がないように十分留意すること。
- 7 参加者は、学校部活動と同様、地域クラブ活動に参加する場合は、原則として携帯電話を持ち込

まないこと。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない事情がある場合は、学校と相談の上、例外を認めるものとする。

- 8 参加者は、学校部活動と同様、地域クラブ活動に参加する場合は、貴重品や活動に関係ない不用品は持参しないこと。ただし、公共交通の定期券、保護者との連絡のためのテレホンカード、小銭は認めるものとする。また、水筒の持ち込みも学校生活と同様、水、お茶、スポーツドリンクとする。
(同意事項)

第7条 活動中に撮影された写真・映像及び記事の著作権等は、運営主体である教育委員会に帰属し、新聞・テレビ・インターネット・パンフレット等に使用する場合があること。

- 2 教育委員会が指定するアプリケーションを使用すること。
- 3 参加者が無断で欠席した場合又は活動中に怪我や体調不良があった場合は、緊急連絡先である保護者に連絡する場合があること。

(参加手続)

第8条 地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、保護者の承諾を得て蕪崎市地域クラブ活動参加申込書(第7号様式)を、在籍する学校に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により参加申込書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、蕪崎市地域クラブ活動参加決定通知書(第8号様式)により当該申込者に通知する。

(参加費等)

第9条 参加費は、令和7年度末までの間は無料とする。

- 2 令和8年度以降は、参加費を徴収するものとし、参加費の額は、指導者報酬、保険料、施設使用料等を考慮し、別に定める。

(参加の停止)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参加者の地域クラブ活動への参加を、期間を定めて停止させることができる。

- (1) 医師の診断により運動を制限される等、活動により参加者の健康が害される恐れがあるとき。
 - (2) 第6条の規定に違反し、教育委員会が活動の実施に支障があると判断したとき。
 - (3) その他教育委員会が参加者として相応しくないと判断したとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定より、地域クラブ活動への参加を停止させるときは、蕪崎市地域クラブ活動参加停止通知書(第9号様式)により該当者に通知する。

(参加の休止)

第11条 月単位で、地域クラブ活動への参加を休止しようとする保護者は、蕪崎市地域クラブ活動休止届(第10号様式)を在籍する学校に届け出るものとする。

- 2 前項の規定により、活動を休止している参加者が、活動を再開しようとするときは、参加者の保護者は、蕪崎市地域クラブ活動再開届(第11号様式)を在籍する学校に届け出るものとする。

(参加の取消し)

第12条 地域クラブ活動への参加を取り消そうとする参加者の保護者は、蕪崎市地域クラブ活動参加取消届(第12号様式)により、在籍する学校に届け出るものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、参加者が市外に転校した時点又は3年生が参加可能な大会若しくはコンクールが終了した時点(学校部活動の例による。)で、参加を取り消すものとする。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項第2号及び第3号の規定により、活動への参加を停止されている参加者が、停止期間後においてもなお改善が認められないとき。

(2) その他教育委員会が参加を取り消す必要があると認めるとき。

4 教育委員会は、前項の規定により地域クラブ活動への参加を取り消すときは、**葦崎市地域クラブ活動参加取消通知書(第13号様式)**により該当者に通知する。

(活動日等)

第13条 地域クラブ活動の活動日は、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)のいずれか1日とする。

2 シーズン期(選手権、総体、新人戦、1年生大会4週間前)の週休日に連続して活動を行う場合は、以下のとおり対応する。

(1) 週休日のいずれか1日を学校部活動として活動する。

(2) 週休日の両日を地域クラブ活動として活動する場合は、可能な限り速やかに休養日の振替を行う。

3 週休日における1日の活動時間の目安は、3時間以内とする。

4 学校が定める完全閉庁日は、休養日とする。

(1) お盆休み(8月13日～15日)

(2) 県民の日(11月20日)

(3) 学園祭代休日(9月)

(4) 年末年始の休日(12月29日～1月3日)

(5) 学校の創立記念日(東中学校3月3日、西中学校7月8日)

5 地域クラブ活動の活動日は、平日の部活動の顧問が決定し、毎月10日を目途に、翌月のスケジュールを委員会が指定するアプリケーション(スケジュール機能)により参加者、保護者、指導者に周知する。

(活動の中止)

第14条 地域クラブ活動は、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。

(1) 気象及び災害等(感染症の感染拡大を含む。)により、正常な活動が不可能であると認められるとき。

(2) 活動を予定する施設又は設備が使用できないとき。

(3) 緊急又は不測の事態により、指導者が活動に従事することができないとき。

(4) その他、教育委員会が活動を中止する必要があると認めるとき。

2 活動前における中止の判断は、平日の部活動の顧問が行い、委員会が指定するアプリケーション(スケジュール機能・チーム連絡機能)により事前に参加者、保護者及び指導者に連絡する。

(参加者情報等の取扱い)

第15条 地域クラブ活動に関し、教育委員会が取得した個人情報、地域クラブ活動の運営及び活動に必要な範囲内に限り利用することができる。

(保険加入)

第16条 教育委員会は、参加者の怪我等を保障する保険及び個人賠償責任保険に加入し、その保険費用を負担する。

(大会参加)

第17条 令和7年度末までの期間は、大会及び発表会等は、学校部活動として参加するものとし、地域クラブ活動としては参加しない。

(相談)

第18条 参加者又は保護者は、指導者、参加者とのトラブル、その他の活動全般に関する事項について、教育委員会に相談を行うことができる。

(委任)

第19条 本規約に定めのない事項及び地域クラブ活動の運営上必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規約は、令和6年8月20日より施行する。

<各種様式のダウンロード>

活動の休止・再開・取り消しを行う場合は、[蕪崎市ホームページ「蕪崎市立部活動地域移行協議会」](#)からダウンロードし、在籍する学校に提出してください。

(1)第8条第1項の規定により参加申込する場合「蕪崎市地域クラブ活動参加申込書」

(2)第11条第1項の規定により月単位で参加を休止する場合「蕪崎市地域クラブ活動休止届」

(3)第11条第2項の規定により活動を再開する場合「蕪崎市地域クラブ活動再開届」

(4)第12条第1項の規定により参加を取り消す場合「蕪崎市地域クラブ活動参加取消届」

<お問合せ先> 蕪崎市教育委員会教育課スポーツ振興担当 0551-22-0498